

広島市規則第32号

令和8年3月27日

広島市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

広島市自転車等駐車場条例施行規則（昭和60年広島市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「にあつては」を「及び広島市舟入町自転車等駐車場にあつては」に改める。

第5条第1項中「とする」を「及び広島市舟入町自転車等駐車場とする」に改め、同条第2項中「広島市富士見町第三自転車等駐車場」の右に「、広島市河原町自転車等駐車場」を加える。

第8条第1項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 広島市舟入町自転車等駐車場

別表第1の(1)の表広島市富士見町第三自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

| | |
|---------------|---------------|
| 広島市河原町自転車等駐車場 | 午前7時から午後9時まで |
| 広島市舟入町自転車等駐車場 | 午前零時から午後12時まで |

別表第2の(1)の表中「広島市富士見町第三自転車等駐車場」の右に「、
広島市河原町自転車等駐車場、広島市舟入町自転車等駐車場」を加える。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。